

平成26年度 安全衛生プロジェクト 活動報告

校内照度の測定

OSHMS プロジェクトチーム ○中村孝史 清水幹郎 藤田祐介
小木曾晴信 斉藤弘一 坪川茂 片岡裕一

1. はじめに

教育研究支援センターでは、校長裁量経費プロジェクトの採択を受け、より安全な実験・実習を行うための労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)の活動を昨年度から継続して行っている。ここではその活動の一環として行われた照度測定の活動について報告する。

2. 照度測定

2.1 学校における照度の扱い

労働安全衛生法労働安全衛生規則 第四章採光及び照明（第六百四条―第六百五条）では、精密な作業を行う場合の照度の基準値を300 lx（ルクス）と定めている。また文部科学省が定める学校環境衛生基準では学生及び教職員の健康の保持増進を図るため、学校における照度について「教室及びそれに準ずる場所の照度の下限値は、300 lx とする。また、教室及び黒板の照度は、500 lx 以上であることが望ましい。」と記載されている。以上のことから、本校における教室や作業場での照度は300 lx を確保すべきであり、可能であるならば500 lx まで確保することが望ましい。

2.2 測定方法

照度の測定には横河メータ&インスツルメンツ製照度計51012を使用し、文部科学省が定めた学校環境衛生の基準に準じて測定した。測定は6月と12月の2回、各学科棟や実習工

場などの計12箇所で行った。また1月には学生課教務係からの依頼により、主に学生教育棟の教室を含む10箇所の測定も行った。

3. 測定結果

測定の一例として、12月4日の照度測定結果を表1に示す。前述した規則等に基づき、300 lx 以下であれば改善が必要、500 lx 以下であれば改善を検討すべきと判定した。

表1 照度測定結果（12月4日）

測定作業場	最小照度 (lx)	判定
2F 電子工学実験室 I (EI 科)	219	要改善
4F 製図室	426	改善検討
実習工場西側	105	要改善
実習工場東側	105	要改善
1F 電気電子工学実験室1	203	要改善
1F 実験準備室 1(E 科)	500	改善検討
1F 水理実験室	365	改善検討
1F 構造材料実験室	380	改善検討
2F 物質工学実験室2	247	要改善
1F 第1演習室	548	
1F 第2演習室	180	要改善
2F 教育研究支援センター	282	要改善

4. まとめ

今回の測定では局所的に見れば十分に照度を有す場所もあったが、結果的には学校環境衛生基準を満たさない場所が見受けられた。学生の学習環境及び職員の安全な作業環境確保のため、これらの点については補助照明をつけるなどして早急な改善を望む。